「

403.65MHz	403.5MHzから403.8MHzまで	
405.5MHz	405MHzから406MHzまで	

」を

「

」に改める。

○総務省告示第二百八十八号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第三号22の規定に基づき、平成十九年総務省告示第三百六十八号（別に定める特定小電力無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日　総務大臣　新藤　義孝

第三項を第四項とし、第二項中「（前項」を「（第一項」に改め、同項の表注1中「体表面」を「人体部位の表面」に改め、同表注2中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

二　四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備及び体外無線設備

周波数範囲	不要発射の強度の許容値
四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の搬送波から（±）五〇kHz以上の周波数	搬送波電力より二〇デシベル以上低い値
四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数	等価等方輻射電力が一ナノワット以下
一GHzを超える周波数	等価等方輻射電力が一マイクロワット以下
その他の周波数	等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下

注1　体内無線設備の不要発射の強度の許容値は、人体部位の表面において輻射される電力の値であること。

2　不要発射の強度の許容値における参照帯域幅は、前項の注の表を適用する。

○総務省告示第二百八十九号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）別表第一号注36の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第四百二十二号（別に定める特定小電力無線局の無線設備及び周波数の許容偏差を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十二日　総務大臣　新藤　義孝

表四の項中「402MHzを超え405MHz以下」を「401MHzを超え406MHz以下」に改め、同表中八の項を九の項とし、七の項を八の項とし、六の項を七の項とし、五の項の次に次のように加える。

六　使用する無線設備であって告示第42号第1項第2号（二）のもののうち、占有周波数帯幅が12kHz以下のもの	426.0375MHzを超え426.1125MHz以下の周波数の電波を	10（10^{-6}）

○総務省告示第二百九十号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第二十四条第十七項の規定に基づき、四〇一MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度を次のように定める。

なお、平成十七年総務省告示第八百六十九号（四〇二MHzを超え四〇五MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度を定める件）は、廃止する。

平成二十六年八月二十二日　総務大臣　新藤　義孝

四〇一MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する特定小電力無線局の受信装置の副次的に発する電波の限度は、等価等方輻射電力が四ナノワット以下であること。ただし、体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態において使用される無線設備の受信装置の副次的に発する電波の限度は、人体部位の表面において輻射される電力が四ナノワット以下であること。

○総務省告示第二百九十一号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の十四第三号ハただし書の規定に基づき、同号ハただし書の体内無線設備及び体外無線設備の技術的条件を次のように定める。

なお、平成十九年総務省告示第三百六十三号（無線設備規則第四十九条の十四第二号ハ本文の規定を適用しない体内無線設備の技術的条件を定める件）は、廃止する。

平成二十六年八月二十二日　総務大臣　新藤　義孝

一　四〇一MHzを超え四〇二MHz以下又は四〇五MHzを超え四〇六MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備及び体外無線設備のうち、単一チャネルのもの

項目	条件
一　空中線電力	人体部位の表面において輻射される等価等方輻射電力が二五〇ナノワット以下であること。
二　送信時間制限装置	一時間当たりの送信時間の総和が三・六秒以下であり、かつ、一時間当たりの送信回数が一〇〇回以内であること。ただし、人体又は機器の異常等に関して急を要する通信にあっては、この限りでない。

二　四〇三・五MHzを超え四〇三・八MHz以下の周波数の電波を使用する体内無線設備

項目	条件
一　空中線電力	人体部位の表面において輻射される等価等方輻射電力が一〇〇ナノワット以下であること。
二　送信時間制限装置	一時間当たりの送信時間の総和が〇・三六秒以下であり、かつ、一時間当たりの送信回数が一〇回以内であること。ただし、人体又は機器の異常等に関して急を要する通信にあっては、この限りでない。

○国土交通省告示第八百六十号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百十二条第二項及び第百十四条第二項の規定に基づき、間仕切壁を準耐火構造としないこと等に関して防火上支障がない部分を次のように定める。

平成二十六年八月二十二日　国土交通大臣　太田　昭宏